

養老町第二回臨時会会議録

平成二十六年第二回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十六年三月二十五日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 議案第二十八号 平成二十六年養老町一般会計予算 (再議の件)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議 長	田 中 敏 弘
一 番	岩 永 義 仁
二 番	長 澤 龍 夫
三 番	大 橋 三 男
四 番	三 田 正 敏
五 番	吉 田 太 郎
六 番	早 崎 百 合 子
七 番	野 村 永 一
八 番	田 中 敏 弘
九 番	松 永 民 夫
十 番	皆 川 雅 子
十 一 番	中 村 辰 夫

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

十二番	岩 瀬 進
十三番	水 谷 久 美 子
な し	

町 長	大 橋 孝
副 町 長	西 脇 正 博
教 育 長	並 河 清 次
総務部 長兼 企画政策課長	問 山 孝 通
総務部 総務課長	田 中 信 行
総務部 税務課長	渡 邊 章 博
住民福祉部 長	日 比 重 喜
住民福祉部 長	松 永 博 孝
住民福祉部 長	野 村 博 治
健康福祉課 長	
住民福祉部 長	高 木 久 之
生活環境課 長	柏 渕 裕 昭
産業建設部 長	川 地 豊 己
産業建設部 長	
農林振興課 長	
産業建設部 長	加 藤 敏 博
商工観光課 長	伊 藤 博 文
産業建設部 長	
建設課 長	

産業建設部	水道課長	西脇和信
会計管理者兼	会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局兼	生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会	教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会	スポーツ振興課長	伊藤公一
消防	消防課長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前十一時)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十六年第二回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、報道機関に限り今臨時会における議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたします。

ただいまから平成二十六年第二回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君)

日程第一、会議録署名議員の指名をします。会議規則第二百二十七条の規定によって、七番 野村永一君、九番 松永民夫君を指名します。

○議長(田中敏弘君)

次に日程第二、会期の決定を議題とします。ここで、昨日三月二十四日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長(中村辰夫君)

議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をいたします。

きのう午後一時三十分より、委員及び正・副議長及び執行部の出席のもとに開会いたしました。協議事項は、平成二十六年第二回臨時会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日の一日と決定しました。議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十六年度養老町一般会計予算(再議の件)は、上程後、再議に付した理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決することに決定しまし

た。

以上、これで議会運営委員会の報告とします。終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

年度末の何かとお忙しい中、第二回の養老町議会臨時会、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議会は、二十六年度の一般会計予算についての再議というところでございます。こういった事情になりましたことに対して、私の思い入れの強さということを御理解いただきまして、ひとつ御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第四、議案第二十八号 平成二十六年養老町一般会計予算（再議の件）を議題とします。

本件は、三月十九日の第一回養老町議会定例会において議決した議案第二十八号 平成二十六年養老町一般会計予算について、町長から地方自治法第七十六条第一項の規定によって再議に付されました。

町長より、再議に付した理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました平成二十六年養老町一般会計予算、再議の件についての理由を説明させていただきます。

平成二十六年第一回養老町議会定例会におきまして、平成二十六年三月十九日に養老町一般会計予算が修正議決されました。修正議決されました養老改元一三〇〇年プロジェクト事業につきましては、私は町長就任前から養老株式会社を設立し、民間の発想を取り入れた、官民でも行政経営を行うことを町民の皆様にお約束をして町長に就任をいたしました。

この（仮称）養老の郷づくり会社の設立は、そのお約束を果たすことであり、私にとっても思い入れの深い事業であります。この事業に係る修正案につきまして、四つの疑義がありますので、地方自治法第七十六条第一項の規定に基づき、再議に付すため議会に再議書を提出いたしました。

再議書の内容につきましては、総務部長より朗読させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（田中敏弘君） 問山総務部長。

○総務部長兼企画政策課長（問山孝通君） それでは、平成二十六年三月二十日付養総第千三百四十五号をもって、養老町議会議長

田中敏弘様宛てに養老町長から提出いたしました再議書を読み上げさせていただきます。

再議書。

平成二十六年第一回定例会において、平成二十六年三月十九日に修正議決された第二十八号議案 平成二十六年度養老町一般会計予算については、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定に基づき再議に付する。

理由でございます。

養老改元一三〇〇年プロジェクト事業に係る修正案について。

歳出の款二総務費、項一総務管理費の中の投資及び出資金で計上されている（仮称）養老の郷づくり会社に対する出資金一千万円をゼロ円とする。歳入の繰越金を五百万円減額し、三億二千五百万円とし、養老改元一三〇〇年事業基金繰入金五百万円をゼロ円とする。歳入歳出の合計をそれぞれ一千万円減額し、百五億四千万円とする部分は以下の点において、疑義がある。

一、養老町議会全員協議会での説明では、（仮称）養老の郷づくり会社への参加者については、民間の斬新な発想に基づく提案を求めるためプロポーザル方式で公募するとしている。そして参加者選定評価委員会での選定後には、参画（提案・出資等）する企業等と町とで、会社の設立に向けた準備会を立ち上げ、そこで新生養老まちづくり構想の趣旨に基づく民間からの事業提案も踏まえ、事業化の可能性、採算性などを十分に協議し、会社の方針や概要、会社での事業計画や組織構成、定款などが決められるものであり、それらの案が作成された段階で町議会等に説明するため、説明責任は十分果たせるものと考えられる。

二、（仮称）養老の郷づくり会社において、養老町の株主とし

ての責任は、商法並びに会社法に定められたとおり有限責任（出資した金額以上の責任、損失は負わない）である。また、会社設立時における出資以外に将来の新たな支出負担リスクや、今後の行政の推進に支障を来すような町の信用を損失するリスクを回避するという観点から、損失補償に係る契約や支出は行わないことは議員各位に説明している。さらに、会社の自立を促す観点から、単なる赤字補填のためだけの補助金の支出についても行わないことを明言するとともに、これらの内容についても会社の定款の中にはつきりと明文化するものである。なお、設立しようとする会社は、法律で債務保証はできないことになっており、また損失補償契約やその支出、並びに損失補償のための補助金の支出についても、必ず議会の議決、承認を得ないと行うことができないため、町による際限なき予算の投入にはつながらない。

三、（仮称）養老の郷づくり会社については、これまで町議会定例会や議会全員協議会等の中で、会社の概要や参加者（出資者）の公募等について、十分に説明したと考えている。特に二月十日の議会全員協議会では、会社設立の意義や会社の概要とともに、設立準備会参加者募集の趣旨や参加対象者、選定方法等について具体的に説明した。そして、同協議会終了後、議長から公募についての了解を得たため、募集を開始した。この募集要領の中には、養老町の出資についても記載されており、今回の公募の大前提である。応募する企業等にとっては、官民共同で郷づくりを進めるとの思いの中で参画を決定されており、このたびの予算削減により、このまま町が出資の方針を明確にしない場合は、養老町という地方自治体の大きな信用失墜につながる。このことを回避するため、町の出資金の上限である一千万円の当初予算化は必要である。

四、なお、繰越金を五百万円減額し、三億二千五百万円とし、養老改元一三〇〇年事業基金繰入金五百万円をゼロ円とするとなつているが、同基金は養老改元一三〇〇年プロジェクトを具現化する事業の経費に充てることを目的としており、平成二十五年度末の基金残高見込み額は八百十四万二千元である。今回の基金の取り崩しはその趣旨に合致し、また本町の財政運営に大きな影響を及ぼすものではないことから、減額修正の必要はないと考える。また、繰越金についても、前年度と同額の三億三千万円を計上しており、今後の補正予算の財源確保を鑑みても、減額修正の必要はないと考える。

以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今回の再議に関して、三つお聞きします。少し長くなりますので、お聞き漏らしのないようお願いいたします。

まず、三月定例会において、平成二十六年一般会計予算は議会によって賛成多数で修正可決されています。これに異を唱えての再議と思われませんが、町長においては議会の過半数以上による議決をどのように考えておられるのか、お答えください。

次に、再議とは議会の三分の二以上の賛成がなければ再可決できないという高いハードルとなるわけですが、民意の反映ということについてどう考えておられるのか、お答えください。

最後に、平成二十二年五月十九日、地方財政検討会第一分科会、第二分科会、合同会議の提出資料の中に、全国都道府県議会議長

会のコメントがあります。抜粋して申し上げます。

首長の再議制度を存続させるか、首長優位の制度であるので、見直しが必要ではないかというものです。また、第二十九次地方制度調査会第十三回専門小委員会の資料三、全国町村議会議長会のコメントを抜粋しますと、議会の議決の重要性に鑑み、一般的再議権について特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、町と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使に当たっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めるべきであるとあります。

要するに、再議制度には首長と議会のバランスに問題点があり、現在、見直しに向けての検討もされています。町長は、もちろんこの指摘されている問題は御存じと思いますが、再議制度の問題点についてどのように考えるか、お答えください。

以上三点についてお答えをお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一番、二番、三番とございますけれども、

一番目のこの議会における議決について、どのように考えているかという質問でよろしいですね。

首長の存在というのは、ある程度民意を反映した強いものであるということだろうというふうに思います。そのような制度になっているということとは、やはり首長の権限をも重視するという意味と、再議はもう一度、議員の皆様方にその理由等を考慮していただく機会というのがあるんじゃないかなというところだろうというふうに思っております。

それから、首長の優位性を見直してはどうかという議論に対してということでございますけれども、私は、首長は執行権を持つ執行の中の最高の権威者であるというふうに思います。やはりそ

れは、民意を反映して選任された首長としての強い権限というものはあつて当然というふうに考えておりますが、ただ、それが乱用されたりするようなことがある場合において、やはり見直す必要があるんじゃないかなるかという議論になつてきているということで、私は首長権限というのは、あくまでそれほど強いものだというふうな感覚を持っております。

二点目の質問については、もう一度お願いをいたします。

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） ほとんど今の回答の中にあつたかと思うんですけれども、再議とは議会の三分の二以上の賛成がなければ再可決できないという高いハードルとなるわけですが、民意の反映ということについて、どうお考えになられるかということですね。ただ、今ほとんど回答があつたかと思うんですけど。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 申しわけございませんでした。重ねて返答をさせていただきます。

三分の二で可決をしなければ修正できないという規則になつているということは、先ほども申しましたけれども、首長権限の強さをあらわしたものであるというふうに考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 二回目の質問をさせていただきます。

議会は、養老の郷づくり会社そのものに反対したわけではありません。会社として何をして稼ぐかという事業内容、三セク会社への参加企業、最終的な出資額、最低でもこの三点が明確にならない現在の状況においては、認めることができないと言っている

のです。

この最低限の三点については、五月には三セク会社の設立準備会において決定されることになつていっていると説明を受けております。この設立準備会の詳細が出てから改めて議論しましょうと提案しているのです。なぜ議論の進まない、しかも三セク会社の中身のわからないままで、再議までかけて強引に進めようとするのですか。議会には十分説明したと言いますが、これは全くのでたらめです。一方的な説明とひとしきりの意見を聞いただけで、中身や進行には何も反映されていないじゃないですか。

二月の全員協議会での説明のときに、議論が深まっていないこと、会社の詳細がわからないことから、詳細のわかる設立準備会を待つて補正で上げてくださいと念押しに対して、町長は、検討すると言つて帰られたじゃないですか。その後、何の説明もな いまま来年度予算に入れてきたんです。そりゃあ修正されますよ。なぜ三セク会社の詳細がわかる五月以降ではダメなのでしょうか、お答えください。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの三番目の再議書の中に書いてございますけれども、この会社は、何度も申し上げますけれども、行政主導でレールの上を敷いて寄つていただくような企業ではなくて、やはり町が提案をさせていた中で、当初予算にきちんと組み込まれて、そしてそれに賛同をしていたら、企業に応募をかけるということでございますので、内容が一部わからないのはわからないと思います。

ただし、いつも申しておりますように、新生養老まちづくり構想から逸脱しないという企業であることと、それからやはり高い志を持って養老町の活性化、将来に貢献しようという企業の参加

を促すということでございますので、養老町が主導的な形で予算もないままに応募をかけるということはいかがなものかというふうに考えます。お金を出すか出さないかわからないのに、これに応募してくださいというような形での応募でなく、やはりこういった形で応募していただく企業は、それなりに責任を持った企業の応募があるということで、その内容を精査して会社が設立されるということでございます。そのための当初予算というふうに御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 三セク会社の詳細がわかり、十分議論が尽くしてからでも遅くないじゃないですか。何か別の意図や理由があるようにも思えます。第三セクターをつくるという一点にこだわり過ぎて、手段が目的化しているんじゃないですか。

次は、町長を補佐すべき副町長にお聞きします。

先ほどから申し上げているように、五月以降に会社の詳細がわかってから補正で上げるという方法ができないのはなぜか、お答えください。

○議長（田中敏弘君） 西脇副町長、答弁。

○副町長（西脇正博君） 岩永議員の御質問に回答したいと思いません。

理由は何かということになりますけれども、明確な理由はないとしか言いようがないと思います。ただ、町長の思い入れの問題もございますし、先ほど町長が回答いたしましたとおり、公募をする以上、予算の裏づけがないものに対して、どこまで信用されるかというようなことも影響してくると思います。やはり予算というものは、事業を執行していく上での裏づけになるものござい

ますので、予算化というのは、そういうものだというふうに私も判断をいたしますので、当初予算で組ませていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 二点お尋ねをいたします。

まず一点目ですが、五社が応募されたということは、今回の定例会でお聞きをいたしました。昨日、審査会が開催されたということをお聞きしておりますが、審査においてその企業等が、プロポーザル方式でございますので、どのような提案がなされたか、その話し合いの本身は、差しさわりなければお知らせをいただきたい。また、企業名も参加されておるならお聞きをしたい。まず、これが一点目。

二点目ですが、昨年の十二月の全員協議会の説明の中で、私の質問に対して、当面、会社の事務的な運営は養老町が負っていくと、職員がやらざるを得ないだろうというようなお話があったんですが、当面とはどのくらいの期間を指すのか。それから、その職員に対する給与、これはその会社が払うのか、養老町が持つのか、その点を明確にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨日、五社のプロポーザルということで説明をお受けいたしました。その内容でございますけれども、企業名等はまだ確定をしておりますので申し上げますわけにはいきませんが、おおむね差しさわりないところといえますと、一点は、いわゆる養老

の郷というのをこれからの循環型社会にしたいということの提案が一点で、その内容としては、太陽光を使った野菜等のハウスの提案がございましたし、また特殊なハウスということで御提案をいただいた会社がございます。それから養老山系の、お年寄りの方でも車である程度の位置までは登っていけるような道路整備をしてはどうかという意見もございましたし、また緑化等の関係の会社においては、養老の郷づくり全般において環境整備等に貢献ができるんではなかるうかというような意見もございました。その他については、本当にすばらしい御意見をいただいておりますけれども、企業名等、特定ができるということで差し控えさせていただきます。と思います。

それから、当面職員がということではございますけれども、会社の社員として入るのではなく、やはり養老の郷会社と一緒に進めていくということでございますので、会社の運営そのものというよりも、行政の立場として会社とかかわっていくということでございますので、職員が中に入るという意味ではございません。でするので、当然ながら支払いは給料ということ、養老町職員ということになると思います。

期間については、明確には申せませんが、一年、二年というような長期ではなく、せいぜい長くても一年までぐらいということでございますけれども、ただ、先ほど申しましたように、会社の中に入るということではございませんので、職員もこの会社とかかわって郷づくりを進めていくということでございますので、期間というのは、ないというふうに考えていただいたほうがよろしいかと思えます。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） この再議の関係につきまして、二点ほどお尋ねしたいと思います。

一点目は、さきの全員協議会の中で話が出ましたんですが、この再議の三番で、議長から公募についての了解を得たというふうな文面が入っておりますが、議長に聞くところによると、議長そのものは了解していない。ただし私は、公募することには、会社をつくることには問題ないよということでは言ったつもりですけど、その辺のところをこういう書き方をされますと、議長ということは、議会で承認したということになりますのでね。だから、そういうふうに捉えられる可能性があるもので、ちょっとこの辺をいま一度、どういう意味を込めて議長から公募については了解を得たというふうに捉えたのかということ、一点目。

二点目につきましては、先ほど来第三セクターの関係が出ております。これは実は、先ほど町長が冒頭の挨拶の中もおっしゃられました。立候補したときにそのことを約束してあるということをおっしゃられました。僕も、ちょっと昔のあれが出てきたんですけれど、平成二十三年八月二十日、実はここに、養老町と株式会社創健アセットマネジメントを含めた民間二社において第三セクターを設立し、この会社により対象不動産の買収を含めた周辺開発を行う。すなわち温泉の周辺をやりますよと、こういう文書が出てきております。このときには私もかなり町長にも厳しい言葉で質問したと思えますが、そういうことはないとおっしゃられました。

けど、今回これを見ておきますと、まちづくりそのものは、ここに重点を置いたようなまちづくりの原稿になっておるんではないかと。それはそれで、まちづくりについては議会からも、前、

議長も出ています、総務委員長、それぞれ役員が出ておりますけど、ちょうどたまたま資料を調べておりましたら出てきて、それもまさしく養老町においては、九月に開催される養老町議会、これは平成二十三年の九月だと思えますが、養老町議会において調査費を計上し、耐震診断、判定とか何だかと、温泉の関係について調査し、本年の十二月、すなわち二十三年の十二月に開催される養老町議会において報告し、そして二十四年の三月に開催される養老町議会において、予算を承認されればということが書いてあります。だけど、こういうかけ方、まるつきり一年か二年おくれた後にこういう形で、再議までかけて頑張つてやられる。町長の所信ならそれでよろしいんですけど、再議までかけてやるほどのことではないと、私は思っています。

同時に我々は会社をつくつてはいけませんよと言っているわけではございませんし、もう一点は、会社できた、内容はわかった段階で、養老町としても投資してもいいんですけど、再議までかけてやる話、私自身も出しておつたつもりでございます。

だから、今ここで、本来なら再議をかけてやることはないというところで、我々議員もそれぞれ個々の考え方でやられたと思いませんけど、議員としてはいま一度考慮しよまいかというところで、今回予算を減額して承認したわけです。多数決で承認したので、これはこれで私たちは、我々も町民の意思を継いで出ている人間でございます。町長もそうだと思います。だから、それは双方がお互いに話し合い、協力し合つて、そしてやっていくことが一番肝要であるが、今回この再議を出してまで、我々議員に対して挑戦されるといふ言い方が悪いんですけど、ましてや、あのときの採決のあり方はなかったということですか。だから三分の二はとれておりません。だから、わかつておつて三分の二を再議かけられ

たと、私はひがんだ見方かもしれませんが、思っております。

だけど、我々は信念を持つてつくつてはあかんということを言つたわけでもないし、予算も後からつけければよいんじゃないかということも言つて今まで進めてきた段階で、あくまでも強引にこうやってやられることになると、非常に不信感を抱くわけです。たまたま、そして資料を見たら、こういう資料が出てきましたので、ええっと思つて、冒頭挨拶の中で町長が約束された。それはそれで約束はいいですよ。当然町民に約束されていいですけど、我々はその約束に対して、やつてはあかんということを言つておりませんので、その辺は間違えないようひとつ御理解いただきたいと思つますが、いま一度、町長、答弁をお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の議長の承認を得てという文面の問題でございますが、これは要旨でございますけれども、二十六年二月十日の全員協議会において説明したときの資料、要点筆記でございます。この中に、後ほど議長に確認、公募については進めてよいとのことということで、議会事務局長にも確認をしております。

それから、二点目の問題でございますけれども、温泉ありきというような形で、今まで私は進めてきたつもりはございません。それも一つの事業であるということは、再三申し上げております。養老老人福祉センターが老朽化しているということで、そういう選択肢もあるという形で進めてきておるわけでございますので、この点は一貫して申し上げているところでございます。

それから、再議にかけてまでということでございますが、これは先ほど来御説明申し上げていることでございますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 議長録につきまして、後ほどまた議長に確認していただきたいと思えますし、後から言われましたように、温泉のことについては町長がおっしゃるとおり、私は二、三回聞いたことがあり、新聞にも見たことありますけど、実際に温泉をどうのこうのと言われたことはありません。だけど、こういうのが出てきたもので、私はどういふことやといふことでお尋ねしたわけですので、これはこの時点でわび書が出ております、会社から。申し上げになったことが出ていますけど、まさにこれが今、現状であるなあといふことを痛切に感じたもので質問をしておるわけですので、全くこれは消えておるわけじゃなくて、全く関係ありませんか、その辺のところお答え願います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほども申しましたけれども、選択肢の一つであるということに変わりはございません。やはり温泉を含めた田園エリアというふうに構想の中でも明確に申し上げておりますので、何らかの形で利用させていただくということはありませんか、というふうにお答えをさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 先ほどから、皆さんの質疑を聞いておりますと、私もずうっと心配をしておったんですが、一千万をここで予算化して、一千万執行できますよといふふうになりますと、執行側の運営上、一千万という金額は予算が通っているから、いつでも執行ができると。我々議員の中で、町長はその一千万を執行

するときは議会に問いをかけるよという話をされましたけれども、実際は問いをかけずに執行ができる、一千万まではね。そういうことになれば、本当にこの問題を追及していくのに、きょうやらなければ、いつできるのかといふことになって、我々は、きょうはしつかりと、再議をかけられた以上、受けて立とうという思いで、この議場に臨んでおります。

そういう意味において、今回、町長は再議をかけた以上、とことん腹の底から答弁をさせていただきたい、こういうふうに思っています。その思いを町長にお答えいただいで、私の質疑とします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） もちろん、再議にかけて、否決、それからまた提案で、原案を提案させていただくということになりますけれども、予算が通ればいつでも執行できるということは、そのとおりだといふふうに思います。

しかし、やはり民意を代表して信任を得た以上、そういった無謀な執行は、また議員の皆さん方の承認を得ないような執行は、特にこういった再議にかけさせていただいたような予算は、やはり議会にきちんと説明した上で執行させていただくということでございます。当初予算にのせたことについては、先ほど来御説明をさせていただいておりますけれども、執行をする場合には責任を持った形で、きちんと説明責任を果たして、後に執行をさせていただくという強い意志でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 町長の答弁の中で、説明責任を果たしてということ、前回、全員協議会でも山口会館の件もそうですが、執行側がしっかりと説明をしたということ、あのときの全協の雰

囲気は、執行側の提案を受け入れられませんがよという大勢の意見でした。けれども、予算化されなくて、結局は山口会館を週一の開館しかできないという状況になってしまうと。これは、執行側の本当に戦略なんです。だから、そういう意味において、腹を割って本当に話していただきたいと、そういうところを思います。

そういう意味においては、きょうは大事な議会なんです。安易に説明責任は果たしていますから、議員の皆さんは了解してよ、そんな単純なものじゃないと僕は思いますので、そういう意味において、今までのこの会社の設立に対する説明はされていますけれども、私たちは会社をつくることには反対はしていません。また、その会社をつくるにしても、提案されている情報が余りにも少ないと。そういうところで我々はもつとオープンに出してくださいという話をしているんですが、先ほど松永議員の話じゃないですが、まだ情報が開示できないということであるならば、別に五月議会でも十分じゃないですかというのが我々の意見なんです。その辺のところをもう一度御答弁いただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 選挙におけるマニフェストというのは、やはり重要な位置を占めると私は考えます。それを掲げて私も当選をさせていただきましたし、この事業をいつかの時点で町民の皆さん方の期待にこたえて提案をさせていただくことをごさいます。そのために新生養老まちづくり構想の中で位置づけをさせていただき、その中には議員各位も入っておられることをごさいますし、それ以後も三回にわたって御説明をさせていただいているというふうに思っております。

やはり、たかが会社、たかが一千万というような、そういった考え方をしているわけではございません。今までの行政だけのこ

ういった構想になりますと、やはり多額の費用も要りますし、時間もかかります。そこに民間の会社のノウハウを取り入れることによつて、早く、また経費も少なく行われるということに対して、この会社というのは、非常に養老町にとつても大切なものになってくるということをごさいます。もちろん会社の内容というものがございしますので、そういった意味で段階を踏んで設立をするというようなことを考えているところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 私が一番危惧しているのは、この会社をつくられて運営されるようになって、例えば町がその会社に委託をするということになると、その会社に損失補填をするという出金はお金を出すことに対してはしっかり反対されるけれども、委託料として払うということになると、隠れみものなるということも考えられるんですよ。だから会社の設立に対しては、そういう意味において内容をもつとよく精査した中で会社をつくるべき、そういうことに僕はなると思っています。そういう意味においては、余りにも情報が少ないというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 公的な機関についての委託というようなことは一部あるかもしれませんが、この会社はあくまで民間で、みずから経営をしていく会社でございます。行政の公金を使って生きていく会社というふうには考えておりませんので、その点は会社の設立の条件、それから会社の方針等をきちんと見きわめていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 提案された再議についてお尋ねをいたします。

まず再議提案一についてです。

民間の斬新な発想に基づく提案をとということがうたわれておりますけれども、民間の斬新な発想が必要な民間に任せればよいのではないのでしょうか。ここには、公的セクターでは斬新な発想ができない、町内の既存の団体では斬新な発想ができないという先入観に基づく決めつけがあるのではないのでしょうか。役場職員の見識改革も、町長御自身の仕事ではないのでしょうか。特に民間出身というお立場で町長になられた大橋町長ですので、この職員の見識改革、どのように進んできたのか、この斬新な発想に基づく提案の中にこういうようなことも私たちはチェックしていかないといけないというふうに考えておりますが、この点で答弁をいただきます。

再議提案二について、町による際限なき予算の投入にはつながらないということですが、まず設立してから事業内容を決めるという、この逆立ちした手順が全ての問題の始まりであります。この点は、最後まで説明、改善がなされていません。そのため、どれだけ言葉を尽くされても、町からの際限なき支出への不安は払拭できません。町からの随意契約という形で会社への業務委託を重ねれば、公正な取引という形に姿を変えて、幾らでも公金投入は可能ではないか、抜けどは幾らでもあるような気がするのです。応募した企業には、町の提案だからという公的補償への暗黙の期待があるはずですが、もしなければ、企業にとって何のうまみもない提案である。町はその期待に応えなければいけないという強いインセンティブが働くはずであります。町長は、選挙で選ばれ

る特別職であることを十分に御認識してほしいのです。

再議提案三についてです。

予算承認の前の公募につき、予算が承認されないこともあり得るといふ懸念の事項は、応募企業に伝えてあるのでしょうか。応募した会社には、どのようなプレゼンテーションをしたのか。そのときのプレゼン資料の提出は町のホームページや議員に配った資料だけで応募したのでしょうか。もしそうであれば、五百万円という大きな出資を民間の常識で考えられないというふうに疑念を抱かざるを得ません。さらに養老町という地方自治体の大きな信用失墜につながるかと再議提案三には書かれています。議会承認の前に公募をかけるという行政手続の不手際を招くことで、信用失墜への考慮はみじんも感じられないと考えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

当初予算の必要であるということ、先ほど説明をさせていただいているところでございますけれども、今回応募された企業等、まとめてちよつとなるかもしれませんけれども、事前の面接等もございました。ただ、どの企業もボランティア活動等、かなりやってみえる企業でございますし、やはりこういった会社の趣旨をよく理解していただいて応募してきていただいているという企業ばかりだと私は昨日思いました。こういったことを鑑みて、企業は別に利益だけを追求する企業が来ていただいているというふうには思いません。ただ、それはあくまで感覚ということを言われればそれまでもかもしれませんけれども、かなり優秀な企業であると私は考えております。やはり志の高い企業が応募をしてきていただいているということでございます。

それから、何度も申し上げますが、際限なき公金の投入とか、それ

から随意契約等というふうにおつしやられますけれども、こういうような形で設立した企業、特に民間企業に対して、やはり住民であったり、議会ももちろんそうでございますが、住民の方々にも強い関心を抱く企業だろうというふうに思います。そこに必ずチェック機能が働いてくるというふうに考えるところでございます。

また、職員の意識改革等でございますけれども、私も就任して三年ほどしかありませんので、思いは伝えてございますけれども、少しずつ理解をしてきてくれているというふうに考えているところでございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

○十三番（水谷久美子君） 答弁漏れです。

予算承認の前の公募につき、予算が承認されないこともあり得るという懸念事項ですね、それらは応募企業に伝えてあったのかどうか。つまり、議会は一千万円はすぐ認めるという前提で説明をしたのかどうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 応募企業も全て予算というものの内容は御存じであろうというふうに思います。執行するのはもちろん、先ほども質問ございましたけれども、予算に計上されていけば執行するわけでございますけれども、執行しないこともあり得るんだということとは十分に御理解をいただいているというふうに考えております。

それから、応募の前の説明ということでございますけれども、一部企業にはそういった話の中ではお話をさせていたただいておりますけれども、全部のところにおいてそういった明確な答えでは申しあげておるわけではございません。ただ、まだ参加していただけるかど

うかわからないというようなことは申しておりますので、そういうことでもあり得るといふふうに解釈をしていただいていると思っております。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君）

いろいろな角度から、皆さん方の御質問をいただいておりますが、私は基本的には再議にかけられた基本をもう一度反省をしておるわけですが、私は原案について賛成しておる身でございますので、いま一度私もいろんな角度から検討します。これは皆さん方にも新生まちづくり構想というの、これをつくったのは間違いございません。これをいかにして進めていくかということの発想の中に、一番最後に一片しか書いてございませんが、構想の推進に向けて、この一つの会社をつくってこういう位置づけで始まりましたのが、この（仮称）養老の郷づくり会社を設立して、構想の実現をしていくという一つのシナリオでございます。

ただ、これが一つと、もう一つは、限りなくこうした財源の投入があつてはいけないという心配事があつたのも事実です。それが九月の全員協議会、昨年。それから、その後五カ月ばかりたつて、この第三番に示してありますように、二月十日の議会全員協議会で、町長とそれから執行機関が来て、大体のこの会社につきます責任説明は果たしたということでございます。

そういう中でいろんな、今ちよつと聞いておりますと、会社づくりには反対してないとのことですが、非常にここの出資金に対しての心配がありました。これはとめてあるということ、明らかになりました。そういう中でも、ああした一つの表決が生ま

れたわけですが、再度私は少しもとに返り、いろんな形での求め方が、皆さん方が今言われたとおりでございますけれども、いま一つ、この構想を実現するための会社であるという認識を新たに持っていたいただきたいというのを感じました。ただ、質疑でそういう形で町長は、いろんな形を説明しておりますが、このプロジェクト、構想まちづくりの中にうたってありますので、ひとつお目通しをいただきたい。

また、事業内容が何もわからないということですが、町広報にはきちんと会社の事業内容もうたっておりますので……。

○議長（田中敏弘君） ちよつと岩瀬議員、質疑ですか、それ。今、質疑の時間ですのでよろしく。

○十二番（岩瀬 進君） だから私は、賛成のほうの質疑を今しました。

○議長（田中敏弘君） 今、質疑の時間です。討論じゃありません。ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず三月十九日の議決のとおりとすることに反対の討論を許可します。反対討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） この前のときの賛成については議決されたわけですが、私は今、少しいろんな注意点をいただきましたが、基本的には、養老郷づくり会社という形への一つの養老町の姿勢として計上したわけでございますが、こうした計上は、この新しい組織をつくるというのを、一番最初の出足でございますので、

これが予算に対してないと、これからの養老郷づくり会社、出資を公募したわけですが、それに対しても結論が出ません。基本的には予算を執行していく、そういう形の否決に対しては、私はもとのとおり形にしてもらいたい、この修正された議決については反対討論いたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 識者によれば、第三セクターによる地域おこしは、既に時代おくれの手法であると指摘されている場合もあります。のるか反るか危うさは払拭されなままであるが、ひよつとしたら町長が言われるまちづくり会社が成功をおさめ、町民に何らかの益をもたらすかもしれない。結果的に町長提案が正しいかもしれません。その可能性を否定はいたしません。

しかし、今問題となっているのは、手法の強引さです。利益の最大化を目的とする会社のオーナー社長なら許される手法かもしれません。しかし、多様な要求が重なり合う、ぶつかり合う行政においては、最も避けなければならない手法であると考えます。もつと時間をとって、民意と真摯に向き合ってください。

経済学者の内田樹氏は、株式会社は有限責任ですから、どれほど経営上の失策があっても株主の出資額以上のものは失われませんが、国や自治体は無責任ですから、失策によって私たち国民の暮らし、国土、国の富も、命までも損なうリスクがある。だからこそ時間をかけた議論と合意形成が必要なのですというふうに述べておられます。そういうことに鑑み、一千万円を修正した、その修正案に賛成です。

○議長（田中敏弘君） 次に、反対討論ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） なしと認めます。

次に、賛成討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第二十八号 平成二十六年年度養老町一般会計予算（再議の件）の採決を行います。

この場合、三月十九日の第一回養老町議会定例会の議決のとおり決定することについては、地方自治法第七十六条第三項の規定により出席議員の三分の二以上の者の同意を必要とします。

また、出席議員には、議場内にいる表決権を有する議員は全て含むこととします。

さらに、この特別多数議決においては、議長も表決権を有し、出席議員に含まれますので、念のため申し上げます。

なお、この採決は記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（田中敏弘君） ただいまの出席議員は十三人であり、その三分の二は九人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に一番 岩永義仁君、二番 長澤龍夫君を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本件を三月十九日の議決のとおり決定することに賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載し、自己の氏名を併記願います。なお、会議規則第八十四条の規定により、白票は反対とみなします。ただし、記名のないもの

は無効となります。

〔投票用紙配付〕

○議長（田中敏弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（田中敏弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（田中敏弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 投票漏れはなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

立会人、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（田中敏弘君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十三票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成九票、反対四票。

以上のとおり、賛成票は所定数以上です。したがって、議案第二十八号 平成二十六年年度養老町一般会計予算（再議の件）は、三月十九日の議決のとおり決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十六年第二回養老町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

（閉会時間 午後〇時十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年三月二十五日

議長 田中敏弘

議員 野村永一

議員 松永民夫